

韓国の都市環境政策

日本大学経済学部教授

周藤 利一（すとう としかず）

1. 韓国の環境都市づくり

韓国政府は、低炭素グリーン成長を新たな国家ビジョンとして設定し、2020年の国家温室ガス削減目標を、現状のトレンドで推移するケース（いわゆるBAU: Business as Usual）に対し30%削減することとし、各種の政策を推進してきている。その一環として、「低炭素グリーン成長基本法」を2010年1月13日に制定、同年4月14日より施行し、これに基づき計画等の基盤づくりと各般の事業の拡充に注力している。

その中で都市を対象とした中央政府レベルでの取組みを見ると、生き生き都市、気候変動対応モデル都市、低炭素グリーンまちづくり、持続可能な新都市計画基準、低炭素グリーン都市造成のための都市計画樹立指針等、7種類がある。これら計画制度や事業は、空間単位としては都市全体を対象とするものと、集落単位を対象とするものに区分することができる。

また、所管省庁別に見ると、環境部では気候変動対応モデル都市、グリーンシティ、エコシティを実施しており、国土海洋部では生き生き都市、低炭素グリーン都市造成のための都市計画樹立指針、持続可能な新都市計画基準を推進している。中央政府の7省庁が共同で推進している事業としては、低炭素グリーンまちづくり事業があり、韓

国土地住宅公社では持続可能な新都市計画基準に従い宅地開発や革新都市事業において環境生態事業を推進している。

これらのうち生き生き都市とグリーンシティは、事業推進のための特段の事業費を確保しないものであり、気候変動対応モデル都市、エコシティ、低炭素グリーンまちづくり、持続可能な新都市は、個別に事業費を確保して行うものである。

2. 各事業の内容

(1) 生き生き都市

生き生き都市は、大統領直属のグリーン成長委員会において自治体のグリーン・コミュニティ造成事業を促進するために推進しているもので、事業の目的は、第一に、気候変動危機を成長の機会ととらえて活かしつつ、生態のみならずエネルギー、交通、オアシス、リサイクル、産業、コリドー、ヒューマニズムの7分野の発展を図り、環境・経済・社会が共生することのできる韓国型のグリーン成長都市モデルを創ること、第二に、生態的に豊かな（Eco Rich）優れた自治体を発掘して普及させ、地域のグリーン競争力を高めて、結果的に住民の生活の質を向上させようとするものである。

〈表 1〉 中央省庁所管のグリーン関連事業・計画

区分	名称	目的	主要内容	推進部署
事業	生き生き都市	環境と経済が両立する韓国型低炭素グリーン成長モデル都市の発掘と普及	エネルギー、交通、オアシス、リサイクル、産業、コリドー、ヒューマニズムの7分野を考慮して選定	大統領直屬グリーン成長委員会
	グリーンシティ	自治体の自発的な環境管理能力の向上及び環境に優しい地方行政の活性化	グリーンシティに選定された自治体に対する報奨金支給、環境予算の優先配分等のインセンティブ強化	環境部 グリーン協力課
	気候変動対応モデル都市	温室ガス削減のための自治体の気候変動対応に対する関心向上と積極的な参加誘導	各自自治体別温室ガス削減目標、主要テーマ、中央政府間の協力事業を設定して実行	環境部 気候変動協力課
	エコシティ	土地利用規制等により立ち後れた地域の環境に優しい地域発展造成事業	山地・丘陵地又は海岸部に位置する落後地域のうちエコシティ造成事業参加意思が強い地域を選定	環境部 自然政策課
	低炭素グリーンまちづくり	7中央省庁合同で廃資源・バイオマス活用を中心とした低炭素モデル事業	自治体の需要、地域特性、廃資源・バイオマスエネルギー潜在量等を勘案し、規模別モデル地区候補地を選定後、効率的推進及び今後の全国普及策を模索	行政安全部、教育科学技術部、知識経済部、農林水産食品部、環境部、国土海洋部
	持続可能な新都市計画基準による新都市開発事業	環境に優しい建築、グリーンインフラの構築を通じた低炭素生態都市の具現	・自然立地的土地利用 ・クリーン環境都市部門 ・自然共生都市部門 ・生態循環都市部門 ・アメニティン都市部門の計画	国土海洋部新都市開発課
	計画	低炭素グリーン都市造成のための都市計画樹立指針	気候変動に伴う資源、環境危機を克服して、低炭素グリーン成長都市空間を造成	自然条件を考慮した温室ガス排出環境調査及び将来予測、低減目標設定の基礎資料として活用

資料:ミン・ボムシク(2010)

生き生き都市は、2010年10月時点で全国20の市・郡が選定され、7つの各分野及びこれらを全体的に施行する総合部門を合わせて8分野の中から実施内容を評価及び選定している。部門別の自治体の数を見ると、総合部門を選定した自治体が8箇所、

グリーンエネルギー部門が2箇所、グリーン交通部門が1箇所、水循環部門が2箇所、資源リサイクル部門が2箇所、グリーン産業部門が1箇所、生態軸部門が2箇所、グリーン市民運動部門が2箇所となっている。

〈表 2〉生き生き都市の自治体別の主要内容

部門	地域	主要な事業内容
総合部門	全羅南道順天市、慶尚南道昌原市、光州広域市西区、慶尚南道南海郡、忠清北道清州市、全羅北道南原市、光州広域市南区、江原道横城郡	<ul style="list-style-type: none"> ・(グリーンエネルギー) 太陽エネルギー住宅、太陽光駐車場等 ・(グリーン交通) 歩行者専用道路、自転車道路拡充等 ・(水循環) 水質1級河川造成、雨水利用条例 ・(資源リサイクル) 焼却炉排熱利用、廃棄飲食物資源化 ・(グリーン産業) 環境に優しい農業団地造成、ハブ産業育成 ・(生態軸) グリーンインフラシステム構築、酸素の道造成 ・(グリーン市民運動) グリーンスタート運動、
グリーンエネルギー	京畿道利川市、京畿道果川市	<ul style="list-style-type: none"> ・広域資源回収施設設置 ・市民主導の広域化事業推進により予算節減 ・体育施設の太陽光モジュール等
グリーン交通	慶尚北道尚州市	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車テーマ公園造成 ・自転車の交通分担率を50%に引き上げ
水循環	釜山広域市錦井区、忠清南道天安市	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺緑地帯の雨水貯蔵効果増大 ・河川復元及び親水空間造成により生物種の回復 ・生態湖水造成、都心部のグリーン親水空間造成
資源リサイクル	大邱広域市東区、全羅北道長水郡	<ul style="list-style-type: none"> ・飲食物系廃棄物従量制、懸垂幕のリサイクル ・家畜糞尿リサイクルによる循環農業構築
グリーン産業	忠清北道曾坪郡	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光産業団地稼働 ・人参栽培と太陽光事業を連携した垂直農場造成
生態軸	全羅南道麗水市、ソウル特別市瑞草区	<ul style="list-style-type: none"> ・野生動物の移動経路確保 ・断絶したグリーン歩行ネットワーク連結事業
グリーン市民運動	慶尚南道統営市、ソウル特別市松坡区	<ul style="list-style-type: none"> ・エコアイランド体験センター設置 ・住民と共に炭素排出ゼロサム挑戦 ・エネルギー貧困層への希望伝達実践
		計 20 箇所

資料:ミン・ボムシク(2010)

(2) グリーンシティ（環境管理優秀自治体選定制度）

グリーンシティ事業は、環境部グリーン協力課が推進する事業であって、グリーンシティ指定を通じ、地方自治体の自発的な環境管理力量を高め、環境に優しい地方行政を活性化しよう誘導することを目的として推進している。

グリーンシティ選定制度は、「環境政策基本法」第33条の「環境管理モデル地方自治体」指定制度に基づき2004年に初め

て導入され、2年ごとに実施、2010年に4回目の選定が行われた。第1回は、水原市、清州市、済州市、九里市等、17自治体が選定され、第2回は順天市、堤川市、城南市等の9自治体、第3回は春川市、忠清南道錦山郡、光州広域市南区等の9自治体、第4回は〈表3〉のとおり8自治体がそれぞれ選定された。この制度は法定制度であるので、今後も持続的に実施されるものである。

〈表3〉第4回グリーンシティ選定結果(2010年10月19日)

区分	自治体及び主要環境施策		
	自治体名	主要環境施策名	
大統領賞	済州特別自治道	自然の息吹が感じられる循環生態探訪路	
国務総理賞	忠清北道清州市	蛙と共存する生態共同体造成事業	
	忠清南道舒川郡	舒川干潟・錦江河口の持続可能な生態環境	
環境部長官賞	釜山広域市北区	洛東江と金城山を結ぶ教育・観光エコベルト	
	京畿道安城市	市民が作るグリーン生活文化定住基盤造成	
	全羅北道南原市	智異山ハーブベリー及び自生植物環境公園	
特別賞	韓国環境政策学会賞	全羅北道長水郡	資源循環型グリーン農村づくり事業（家畜糞尿資源化事業）
	ソウル新聞社賞	ソウル特別市広津区	住民と共に行う低炭素型生活空間づくり

資料：環境部ホームページ。http://www.me.go.kr

(3) 気候変動対応モデル都市

気候変動対応モデル都市事業は、環境部気候変動協力課が主管して推進する事業であり、地方自治体に対し地域特性に相応しい温室ガス縮減プログラムを開発し、中央政府～地方自治体間の有機的な協力関係を構築することを主眼として実施されている。

各自治体の経験を相互に分ち合うことができるよう、ワークショップ等を開

催している。また、環境部では、「自治体気候変動対応業務案内書（2008.12）」を作成し、自治体が多様なプログラムを作成して事業の実践力を高めることができるよう支援している。

この事業は、2007年7月、済州特別自治道が最初のモデル都市に選定されたのに続き、果川市、昌原市、釜山広域市、光州広域市、蔚山広域市、麗水市、原州市、天安市が順次選定された。これらモ

デル都市以外にも、亀尾市、安山市、ソウル特別市松坡区が自発的に参加し、合計 12 自治体が推進中である。

この事業を推進する過程で、具体的な排出量算定指針がないという点が指摘されたことから、「気候変動対応自治体業務案内書（2009.5）」と「自治体温室ガス排

出量算定指針(2010.9)」を新たに作成して配布した。さらに、2010年11月にはこれら指針に従い、16の広域自治体を対象としてワークショップを開催し、効率的な実行方策を模索しているところである。

〈表 4〉気候変動対応モデル都市の自治体別推進状況

自治体	テーマ事業	主要内容
濟州特別自治道 (2007.7)	気候変動影響・予測評価・適用プログラム開発	<ul style="list-style-type: none"> ・公用車両の燃料転換（バイオディーゼル） ・自転車利用活性化基盤構築 ・アジア教育センター造成
果川市 (2007.8)	個人排出権割当制	<ul style="list-style-type: none"> ・炭素吸収源増大事業 ・太陽光発電施設設置事業 ・自転車に優しい都市基盤構築事業 ・雨水貯留システム導入
昌原市 (2007.11)	グリーン交通中心都市造成	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車利用活性化システム導入（自転車利用確認システム導入） ・エコタウン造成 ・焼却廃熱エネルギー生産及びゴミ減量促進
釜山広域市 (2008.1)	公共機関排出権取引制	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通専用地区指定 ・炭素吸収源増大事業 ・小型船舶燃料転換
光州広域市 (2008.4)	炭素銀行制	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光モデル都市 ・CO2 コーディネーター養成教育等、市民参加温室ガス縮減プログラム
蔚山広域市 (2008.4)	広域型炭素ファンド造成及び CDM 発掘	<ul style="list-style-type: none"> ・排出権確保のための CDM 事業発掘 ・水、エネルギー資源節約等、排出権確保のための効率化事業推進 ・炭素ポイント制度実施
麗水市 (2008.5)	気候保全モデル都市造成	<ul style="list-style-type: none"> ・麗水市シンダン低炭素産業団地造成 ・麗水市シンダン内企業間排出権取引制試行 ・麗水世界博覧会場内 CO2 無排出建物建築 ・海洋・水産分野の適用モデル開発

資料：環境部ホームページ

(4) エコシティ

エコシティは、環境部自然政策課が自然保全圏域（首都圏整備計画法）、上水源保護区域（水道法）、特別対策地域（環境政策基本法）、水辺区域、水質汚染総量制、清浄地域、生態系保全地域（水質及び水生生態系の保全に関する法律）、湿地保護地域（湿地保全法）等、各種法令による環境規制により開発が厳しく抑制された地域の持続可能な発展を図る事業である。土地利用の制限等により立ち後れた地域（韓国語では「落後地域」と表現する。）を対象として、環境保全政策の枠組みを維持しつつも、環境に優しい事業、生態都市の造成、環境関連教育施設事業、文化観光開発事業、地域特化産業の育成事業、教育研究支援事業等を通じ、地域発展を図ることができる都市として造り上げることが主要内容である。

エコシティは、現在、京畿道の富川市、加平郡、安山市、江原道の固城郡の4つの自治体がモデル都市として選定され、事業を推進している。環境部はこれまで事業計画案の作成費用に対する補助を行っているが、各自治体では事業費も国庫支援を要求している状況である。

(5) 低炭素グリーンまちづくり

低炭素グリーンまちづくりは、行政安

全部、教育科学技術部、知識経済部、農林水産食品部、環境部、国土海洋部というグリーン事業に関連する7つの省庁が効率的に推進するため、基礎生活圈単位を対象として低炭素グリーン事業を総合的に実施するモデル事業である。すなわち、住民の積極的な参加を土台として、不必要なエネルギー消費を節減して、地区内でエネルギーを直接生産することにより、温室ガスの低減及びエネルギー自立度を高めるまちづくりが主眼である。これに関し、中央政府において低廉な費用で早期に効果を上げることができる

「廃資源及びバイオマス」を中心として活用する方策（廃資源及びバイオマスエネルギー対策実行計画）を作成し、これを低炭素グリーンまちづくりにおいて実行に移すこととしている。

低炭素グリーンまちづくりは、現在、光州広域市南区、忠清南道公州市、全羅北道莞州郡、慶尚北道奉化郡の4つの自治体で施行中であり、それぞれ都農複合型、廃資源活用型、農村型エネルギー自立、山林炭素循環型の4つの類型に対応して推進している。

この事業を今後拡大して、2020年には600の低炭素グリーンまちづくりを実施することを目標としている。

〈表 5〉 低炭素グリーンまちづくり推進状況

地区名 世帯数	主務官庁	国庫補助	類型及び事業内容
スンチョン (光州広域市南区) 257世帯	環境部	55億ウォン	[廃資源活用] ・バイオガス(飲食物類廃棄物)活用地域暖房・ビニルハウス供給 ・エネルギー自立度100%

ウォルアム (忠清南道公州市) 230 世帯	行政安全部	50 億ウォン	[都農複合型グリーンエネルギー] ・バイオガス施設 (家畜糞尿・飲食物廃棄物・ 食品副産物 50 トン/日) ・ウッドチップボイラー ・グリーンエネルギー体験館
トクアム (全羅北道莞州郡) 49 世帯	農林水産食 品部	146 億ウォン	[農村型エネルギー自立] ・住宅整備 47 戸、グリーンまちづくりセンタ ー建設 ・バイオガス (豚 1 万頭) ・太陽光発電 22 戸、太陽熱発電 49 戸 ・ウッドペレットボイラー 40 戸 ・風力発電機 (10kw) 2 機 ・小水力発電 2 機
ソビョク里 (慶尚北道奉化郡) 150 世帯	山林庁	50 億ウォン	[山林炭素循環] ・山林伐採で出た廃木活用 ・中央集中式ボイラー設置 ・山林バイオマスセンター建設 ・住宅改良、リフォーム
計 4 箇所			

資料：低炭素グリーンまちづくりホームページ。http://www.greenvill.or.kr

(6) 低炭素グリーン都市造成のための都市計画樹立指針

国土海洋部都市政策課では、低炭素グリーン都市を造成するための計画と事業がさまざまな方面で実施されることに関し、これらの内容を都市計画で受け入れて総合的かつ体系的に対象空間に反映することができるよう、「低炭素グリーン都市造成のための都市計画樹立指針」(2009年7月15日)を策定した。

これは、地域条件を考慮した温室ガス排出現況調査及び将来予測、低減目標設定の基礎資料として活用するものであり、温室ガス縮減計画期間及び縮減目標量を提示して、低減のための具体的な計画内

容を広域都市計画、都市基本計画、都市管理計画、地区単位計画の各段階で関連内容を盛り込むよう、提示している。この指針に従い都市基本計画等を策定した事例はこれまではないが、今後、新たに都市基本計画が策定される場合、指針の内容を必ず含めることとしている。

(7) 持続可能な新都市計画

国土海洋部新都市開発課では、「宅地開発促進法」に基づき宅地開発事業計画の基準となる「持続可能な新都市計画基準」において低炭素グリーン都市造成のための実践方向を提示している。この基準には、新都市を造成する場合、計画策定段

階から環境負荷低減のための「環境計画 (Green Plan)」を策定するよう要求している。これに従い、新規宅地開発時には、自然立地的な土地利用計画、クリーン環境都市部門計画、自然共生都市部門計画、生態循環都市部門計画、アメニティ都市部門計画に関する内容を作成することとしている。

環境計画に従いモデル的に実施される新規開発地区として、京畿道華城郡の東灘(2)新都市、行政中心複合都市、仁川広

域市コムタン2地区、蔚礼新都市第2期、忠清南道牙山市タンジョン新都市、ソウル特別市のフクソクニュータウンと10箇所の革新都市を含め合計16の地区で推進されている。

これは、新規開発地であり、事業実施者が事業費を負担するので、実行力が高いが、事業費をどの程度まで負担することができるのかは、事業性に応じて流動的な状況であるという。

〈表 6〉 持続可能な新都市計画の地区別推進状況

対象事業	事業期間	主要内容
京畿道華城郡 東灘(2)新都市	2000～2012 年	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通中心の土地利用計画 ・ITS型レンタサイクル、新再生エネルギー活用
行政中心複合都市	2010～2016 年	<ul style="list-style-type: none"> ・生態面積率50%以上確保 ・都市全体に4千万本植樹、CO2排出量6%相殺 ・新再生エネルギー導入、熱エネルギー消費量の15%補給 ・自家用車利用率30%以下、自転車利用率20% ・環境に優しいエネルギーバス公共交通
仁川広域市コムタン2地区	2011年～	<ul style="list-style-type: none"> ・低炭素グリーン都市モデルまちづくり造成事業推進 ・スマート交通システム構築
蔚礼 新都市第2期	2008～2015 年	<ul style="list-style-type: none"> ・低炭素グリーン都市モデルまちづくり造成事業推進
牙山市タンジョン 新都市	2011年～	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物のエネルギー効率化、新再生エネルギー導入 ・気候変動に備え分散式雨水管理システムを導入
10の革新都市	—	<ul style="list-style-type: none"> ・釜山、大邱、蔚山、全羅南道羅州、江原道原州、忠清北道陰城、忠清北道莞州、慶尚北道金泉、慶尚南道晋州、済州道西帰浦の革新都市にそれぞれテーマ型グリーン都市造成推進
ソウル特別市 フクソクニュー タウン	2010～2015 年	<ul style="list-style-type: none"> ・公園緑地率の大幅向上を通じたグリーン都市造成
計16箇所		

資料：ミン・ボムシク(2010)

(8) 都市計画の親環境性評価

環境部は、今年度から地方自治体の都市基本計画（マスタープラン）が低炭素グリーン都市造成のための国のガイドラインへの適合度に関する診断・評価を実施することとしている。これは、計画性に欠ける都市の拡張により都市生活の快適性が低下する等生活の質が悪化する環境問題を事前に予防し、低炭素グリーン成長の理念を国民生活の根拠である都市空間に実現させて、都市計画策定段階におけるグリーン計画技法を普及させることを目的としている。

地方自治体が策定する都市基本計画は、都市空間の効率的な利用・管理に重点を置くあまり、中・長期的環境問題を解決するための多様な選択肢の選定・評価や、自然環境の毀損防止あるいはその影響に対する対策が不十分であると指摘されてきた。これまで、地区レベルの都市開発分野に親環境設計基準を適用するための研究は一部で行われてきたが、都市全体を対象にした都市基本計画策定段階での都市空間計画と土地利用の親環境性を評価して方向を提示した事例はなかった。したがって、今回の都市計画親環境評価は、地方自治体が策定する都市計画の全過程にグリーン要素を体系的に適用させることに大きな意味があると見られる。

具体的には、都市基本計画の策定対象地方自治体のうち人口 20 万以上で最近 5 年以内に策定された 47 の都市基本計画を対象に、環境部が定めた都市計画の環境性向上のためのガイドラインにより 45 の評価項目について実施される。評価結果は、7 月までに環境部の出先である地

方環境庁が予備評価を実施し、予備評価結果に基づき 9 月までに環境部が本評価を実施する方法により進められる。評価結果が優秀な地方自治体に対しては、大賞、最優秀賞、優秀賞等の表彰を行うとともに、環境に優しい都市計画の実現に必要な関連予算も優先支援する方策も検討することとしている。

(9) ソウル市の「エコマイレージカード」制度

ソウル市は、2010 年 9 月に「エコマイレージ」制度を創設し、エネルギーを節約して温室効果ガス削減に寄与した個人・団体に各種の恩恵を与えている。2011 年度当初時点で、市内の 35 万世帯と 1,110 学校、2,473 の公共機関、1,201 のマンション団地、20,728 の事業所が参加している。

そして、ウリ銀行、SC 第一銀行、IBK 企業銀行、NH 農協の 4 ヶ所で、クレジットカード、チェックカード又はメンバーシップカード形態で「エコマイレージカード」を作成し、エネルギーを節約したり、大衆交通に乗れば、ポイントを与えるシステムを導入している。

具体的には、半年間に、従来の使用量より 10%以上エネルギーを節約すれば 5 万マイル、バス、地下鉄等の公共交通機関を利用すれば 1 回当たり 100 マイルで月最大 1 万マイル、親環境認証製品を買えば販売額の 1~5%をマイルとして貯めることができる。1 マイルを 1 ウォンとして使うことができ、このマイレージでマンションの管理費や移動通信料金、地方税を支払うこともできる。さらに、世

宗文化会館、漢江遊覧船、N ソウルタワー等の各種文化施設を利用する場合に、割引を受けることもできる。

今年下半期には、ハナ SK カードでも「エコマイレージカード」を申請することができるようにする計画である (ecomileage.seoul.go.kr)

3. 現行の環境都市づくり政策の特徴

以上見て来たように、韓国における環境都市づくりはまだ始まったばかりの段階であり、現時点で評価を下すことは適切ではないが、以下のような特徴を見出すことができる。

① 総合的な事業計画及び制度の性格

環境部が策定した「気候変動対応自治体業務案内書(2009年5月)」と「自治体温室ガス排出量算定指針(2010年9月)」を参考にしつつ、各自治体が気候変動に対応するためのモデル事業の形態で推進している各種事業は、これら自治体における総合的な事業推進計画であると見ることができる。そして、国土海洋部が策定した「低炭素グリーン都市造成のための都市計画樹立指針」も「国土の計画及び利用に関する法律」に基づく計画制度の運用上の指針であり、総合計画の性格を有している。

現時点ではモデル事業として推進中であるが、前述したように、新たに法定計画である都市基本計画を策定・変更するときには、これら指針の内容が反映されるという点で長期総合計画の基本的枠組みを設けたと言えよう。

② モデル事業から正式事業への拡充を志向

各種の事業はモデル事業ではあるとは言え、自治体温室ガス排出低減事業に対する誘導策として都市イメージを高める象徴的性格の施策を実施している。それと同時に、限定的であるとは言え、低炭素グリーンまちづくり整備事業のように、財政的に困難を抱えている自治体を支援し、国庫から事業費を支援しているものもある。

今後10年間で600地区を整備する目標を掲げているように、次第に事業を拡大させつつ、定着化しようとしていると言えよう。

③ 中央省庁間の協同推進

低炭素グリーンまちづくり整備事業においてはまた、個別の地区ごとに主務省庁が決まってはいるものの、関係省庁の予算をまとめて支援する推進体制になっており、施行の効率化が図られている。

こうした事業推進方式は、韓国ではこれまで見られなかったものであり、先進的な協同作業であると言えよう。

④ 新都市開発事業における適用拡大

新都市開発においては、「持続可能な新都市計画基準」に従い全面的あるいは部分的に温室ガス低減モデル事業が実施されており、中央省庁の多くが移転する行政中心複合都市(世宗市)にあっては、一般的な低減基準より高い目標数値を設定して推進しているとのことである。すなわち、新都市開発においては、積極的・拡張的に取り組んでいると言えよう。

4. 今後の課題

① 国の持続的な財政支援の拡大

地方自治体が気候変動対応力量を強化する観点から推進している各種のモデル都市事業は、基盤整備に多くの費用を要するので、これを持続的に推進するためには、財源確保に苦しんでいる地方自治体を長期間支援せざるを得ない。難しい政策選択の問題を抱えていると言える。

同様に、新都市開発事業は根強い住宅需要を背景にこれまでは順調に推進されてきたが、日本のように不動産市場が弱含みあるいは下降気味に推移することとなれば、事業費節減が避けられなくなると、温室ガス低減のための各種事業費支出が事業施行者にとって困難になる時期が到来するものと見込まれる。

② 普遍化のための制度整備

財政能力の限界により、現在のモデル事業制度を早期に普遍的な事業に拡大することは非常に負担の多いことであるが、国の何らかの支援は必要である。そこで、国庫金の支出以外のインセンティブを検討、工夫する必要がある。

民間が施行する住宅団地建設事業や建替え事業について、温室ガス低減策の認証制度を導入したり、容積率、建ぺい率等の規制緩和を付与する際の条件として温室ガス低減策を求めるといった方策が提案されているところである。

③ 省庁間の計画・事業のあり方

事業の実施に当たり、他の事業と統合して実施すれば効率的であるとの指摘もなさ

れている。その具体例として、低炭素グリーンまちづくりモデル事業において共同施設配管や住宅改良を含む事業を実施しようとするときに、農林水産食品部の農村生活環境整備事業と行政安全部の小都邑育成事業（道路整備）も同時に実施すれば、より大きな効果が得られるというものである。

④ 自治体ごとの効果的な項目の選定

現在のモデル事業の計画内容は、温室ガス対策に関する総花的なものになっているとの指摘もある。事業推進には多くの費用を要し、そのための自治体の負担能力及び国の財政支援能力にも限界がある現状では、すべての計画項目を実現することは困難である。

したがって、各自治体ごとにより効果的な項目を選別して、そこに財源、人員を集中的に投資することも戦略的アプローチであると言えよう。

(以上)

参考文献

- ・ミン・ボムシク「持続可能な生活の場のためのグリーンコミュニティ造成政策の現況と今後の課題」、国土研究院「国土」2010年12月号所収。
- ・イ・ユジン「脱石油時代に備えた農村型エネルギー自立まちづくり」、国土研究院「国土」2010年12月号所